

熊本県北インバウンド推進業務基本仕様書

1 業務名

熊本県北インバウンド推進業務

2 業務の目的

観光は旺盛なインバウンド需要の取込みによって交流人口を拡大させ、地域を活性化させる原動力となるもので、地方創生の取組みの一環として市町村、県においても積極的に展開している。その結果、熊本県内を訪れる観光客、中でも外国人観光客は、近年大幅に増加しているところである。

そのような中、今回の熊本地震では、県内の観光産業に風評被害を含めた甚大な被害が生じており、玉名市、山鹿市、菊池市、和水町（以下「4市町」という。）においても、外国人を始めとする観光客の減少がみられる。

本業務は、4市町と県が一体となって、外国人観光客の受入環境の整備や海外に向けたプロモーション活動に取り組むことで、震災からの一日も早い復興をはじめ、地方創生の実現に向け、更なる誘客促進を図るものである。

3 業務内容

(1) 多言語広域観光パンフレットの作成

- ・ 4市町の観光情報を海外に発信し、誘客に繋げるための多言語広域観光パンフレットを作成。
- ・ パンフレットは、台湾・香港、韓国、中国向けに、それぞれの地域からの観光客の嗜好や観光を取り巻く各地域の情勢等を踏まえて作成。
- ・ パンフレットは紙版と電子版を作成する。
- ・ パンフレットの内容は以下を目安とし、企画コンペ参加者の提案を受けて仕様を決定する。

【紙 版】

- ・ サイズ等：A4 16ページ程度
- ・ カラー：4色刷
- ・ 対応言語：英語、中国語（繁体字）、韓国語
- ・ 冊 数：35,000部

【電子版】

- ・ スマートフォンやタブレットで閲覧可能な電子ブック形式とする。
- ・ 観光素材の名称や種類等による検索機能を付けるなど、利用者の利便性に配慮する。
- ・ 企画コンペ参加者は、誘客に繋げるためのパンフレットの企画コンセプトや構成、デザインについて提案すること。
- ・ 完成までに、委託者による校正の機会を2回程度設けること。
- ・ パンフレットの納期は、平成28年10月14日（金）とする。
- ・ パンフレット作成に係る企画、取材、写真撮影、印刷等一切の経費は受託

者の負担とする。

(2) 台北国際旅行博への出展

- ・ 11月に台北で開催される台北国際旅行博へ4市町合同で出展。4市町の観光素材等をPRする。
- ・ 委託には、以下の内容を含む
 - ①出展料（2ブース分）の支払い及び清算等の手続き
 - ②日本観光振興協会等関係機関との連絡調整
 - ③ブースの飾り付け及び撤収
 - ④出展期間中の現地関係者との連絡調整
(コーディネーターとして1名以上が現地に同行すること。)
 - ⑤出展期間中の現地での通訳
(通訳として1名以上が現地に同行すること。)
 - ⑥その他出展に係る必要な手続きや調整
 - ⑦会場で配布するノベルティグッズ等の作成
- ・ 企画コンペ参加者は、ブースの飾り付けのイメージや、同行するコーディネーター、通訳の人数、ノベルティグッズの種類、個数等、具体的な出展の内容について提案すること。
- ・ ブース出展料や設営（飾り付け）及び撤収に係る費用、ノベルティ製作費、コーディネーター及び通訳の報酬、旅費、現地への荷物の送料等出展に係る一切の経費は受託者の負担とする。

(3) 台湾の旅行業者等を招請するモニターツアーの開催

- ・ 県北地域の観光資源を台湾の旅行業者やメディアにPRするとともに、現地旅行業者等の視点から意見をもらい、誘客を進める際の課題や隘路を明らかにすることを目的にモニターツアーを開催する。
- ・ ツアーの内容は以下を基本とし、企画コンペ参加者の提案を受け決定する。

【ツアーの内容】

- ・ 参加者：台湾の旅行業者やメディア等を目安とする。
 - ・ 日 程：2泊以上
 - ・ 行 程：県北地域の観光施設等に立ち寄る
 - ・ 宿 泊：県北地域の旅館、ホテル等に宿泊
-
- ・ モニターツアー終了後、台湾からの誘客を進める際の課題や隘路を明らかにするための座談会やアンケート調査等を実施。
 - ・ 企画コンペ参加者は、参加者の募集方法や、ツアー行程（立寄先）、開催時期等、具体的なモニターツアーの開催方法について提案すること。
 - ・ モニターツアー開催に係る参加者募集費用や、参加者の交通費、食費、宿泊費

等一切の経費は受託者の負担とする。

(4) おもてなし向上セミナーの開催

- ・外国人観光客の受入環境の整備を進め誘客に繋げることを目的として、以下の業種ごとにセミナーを開催する。
 - ①行政、観光協会（インバウンド推進の手法、国別の特性等）
 - ②宿泊施設（接客のノウハウ、国別の特性等）
 - ③商業施設、観光施設（施客のノウハウ、国別の特性等）
 - ④飲食店（接客のノウハウ、国別の特性等）
- ・企画コンペ参加者は、参加者の募集方法や研修内容、回数の設定、講師の選定等、具体的なセミナーの実施方法について提案すること。
- ・なお、参加者の募集費用や会場借上料、講師の旅費、報酬等、セミナーの開催に係る一切の経費は受託者の負担とする。

4 留意事項等

- ・本仕様書は、今後、受託者に対して業務の具体的な実施方法等について提案を求めたうえで、その内容を適切に反映した仕様書に変更されることがある。
- ・受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・委託業務により作成した成果物の著作権及び新たに撮影した映像や画像、制作したデザイン等に関する受注者の著作権は、協議会に帰属するものとし、協議会の広報上必要なものに利用することができるものとする。
- ・受託者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないものであることを保証すること。
- ・事業の実施に当たっては、発注者と十分協議のうえ実施すること。
- ・事業の実施に当たって、関係する法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- ・発注者は、業務の実施に当たり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について協力する。
- ・本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、発注者と協議すること。